

令和6年7月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第7回）議事録

1. 開催日時 令和6年7月19日（金曜日）午後3時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

2番 小 松 健	15番 佐 藤 喜 勝
4番 庄 司 和 夫	16番 佐々木 剛
5番 佐々木 亨	17番 伊 藤 剛
6番 伊 藤 直 子	18番 加 藤 三 敏
7番 菅 原 文 克	19番 大 瀧 浪 雄
8番 板 垣 利 明	20番 佐々木 純 一
9番 三 浦 幸 夫	21番 小 野 晃 一
10番 吉 尾 麻 美	22番 豊 島 靖 喜
11番 巴 寛	23番 真 坂 和 都
13番 佐 藤 榮 一	24番 富 樫 公 一
14番 畑 山 留美子	

4. 欠席委員（3名）

1番 佐 藤 崇	12番 佐 藤 源 樹
3番 齋 藤 誠	

5. 議事日程第1号 令和6年7月19日（金曜日） 午後3時30分 開会

- 第 1. 議事録署名委員指名
- 第 2. 会議書記任命
- 第 3. 会期決定
- 第 4. 議案第42号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
- 第 5. 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
- 第 6. 議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
- 第 7. 議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）
- 第 8. 議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）
- 第 9. 議案第47号 農地転用事業計画変更承認の件
- 第10. 議案第48号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件
- 第11. 議案第49号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
- 第12. 議案第50号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局 長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
次長兼農地班長	二 見 真 之	農政班長	三 保 敦
主席主査	佐々木 崇 嗣	主 査	齋 藤 身 子
主査（矢島庶務班）	田 口 達 也	主任（岩城庶務班）	池 田 健 人
主事（由利庶務班）	畠 山 秀	主査（大内庶務班）	佐 藤 彰
主事（東由利庶務班）	石 渡 穰	主査（西目庶務班）	巴 留美子
主事（鳥海庶務班）	佐 藤 海 士		

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

6 番 伊 藤 直 子

7 番 菅 原 文 克

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年7月3日公示招集されました、令和6年第7回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

1番佐藤崇委員、3番齋藤誠委員、12番佐藤源樹委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第42号から議案第50号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、6番伊藤直子委員、7番菅原文克委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第42号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第42号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。

○議長

議案第42号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第42号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第43号について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。

○議長

議案第43号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第43号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第44号について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定

による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。

○議長

議案第44号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第45号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第45号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。

○議長

議案第45号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第46号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第46号について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。

○議長

議案第46号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第４６号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４６号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第９、議案第４７号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

１番について、議案書に基づき朗読して変更内容の概要を説明し、今回の申請は、当初から計画されていた付帯施設のデザインと工事期間の変更のみであり、変更後の転用目的も変わらず、変更内容が周辺農地に影響を及ぼさないと認められ、資金計画についても、当初申請時に資力証明書類として提出された残高証明書の額の範囲内で実施されることから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で承認することに決定した場合は、総会翌日付けで変更承認する旨を説明する。

２番について、議案書に基づき朗読して変更内容の概要を説明し、今回の申請は、当初から計画されていた施設の取りやめに係る内容であり、新たな構造物の設置も行わず、変更内容が周辺農地に影響を及ぼさないことが認められ、資金計画についても、新たな資金調達は不要であり、立地基準、一般基準からみても承認相当である旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要はないが、平成２４年に秋田県知事から許可を受けていた案件であり、本総会で承認相当と決定した場合は、秋田県知事に進達することになる旨を説明する。

○議長

議案第４７号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第４７号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。１番については、秋田県知事への進達を必要とせず、２番については、秋田県知事への進達が必要となる議案であります。

はじめに、議案第４７号１番につきましてお諮りいたします。

議案第４７号１番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４７号１番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第４７号２番につきましてお諮りいたします。

議案第４７号２番は、承認相当とし、秋田県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４７号２番は、承認相当とし、秋田県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長

日程第１０、議案第４８号「農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第４８号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可することになる旨を説明する

○議長

議案第４８号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、齋藤衛推進委員。

○齋藤衛推進委員

議案第４８号について、調査日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第４８号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第４８号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第４８号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４８号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第１１、議案第４９号「農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第４９号１番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、申請面積が３０ａを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申が

あり次第許可することになる旨を説明する。

次に2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要はなく、本総会で許可することにより決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

次に3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要はなく、本総会で許可することにより決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

次に4番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要はなく、本総会で許可することにより決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第49号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番・大瀧浪雄委員。

○19番・大瀧浪雄委員

議案第49号1番について、現地調査日時、出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地にかかる営農状況への支障がないことを確認してきた旨を報告する。

次に2番について、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地にかかる営農状況への支障がないことを確認してきた旨を報告する。

次に3番について、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地にかかる営農状況への支障がないことを確認してきた旨を報告する。

続いて4番について、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地にかかる営農状況への支障がないことを確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第49号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第49号1番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、議案第49号2番から4番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに、議案第49号1番につきまして、お諮りいたします。

議案第49号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにより、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の

うえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に、議案第49号2番から4番につきましてお諮りいたします。

議案第49号2番から4番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号2番から4番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第50号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、議案第50号1番と2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第50号1番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。

1番の申請地は20年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し原野化した状態で、2番については、63年以上耕作されておらず、雑木や竹が繁茂し、原野化している状況であり、1番・2番ともに、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第50号1番と2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番・大瀧浪雄委員。

○19番・大瀧浪雄委員

先程の議案第49号の1から4と同日に、3人で議案第50号の1番と2番の現地調査を行ってきました。

はじめに、1番については、長期にわたり耕作された様子はなく、雑木が繁茂し、原野化している状況にありました。

このため、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

続きまして、2番については、長期にわたり耕作された様子はなく、雑木や竹が繁茂し、原野化している状況にありました。

このため、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

次に、議案第50号3番と4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第50号3番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。

3番の申請地は長年にわたり耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化した状態で、4番は、平成元年の豪雨災害により当該農地上部の溜め池が決壊したことにより畦畔等が消失し、水田として利用できない状態であり、また、畑についても長期にわたり耕作されておらず、雑草や

雑木が繁茂し原野化している状況で3番・4番ともに、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第50号3番と4番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番・伊藤直子委員。

○6番・伊藤直子委員

現地確認日時、現地確認出席者を報告し、3番については、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり農地への復元は著しく困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認。

4番については、令和元年の豪雨災害により当該農地上部の溜め池が決壊したことにより、水田の畦畔等が消失し、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況にあるほか、畑についても長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況にあり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第50号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第50号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時8分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

伊 藤 直 子

議事録署名委員

菅 原 文 克